別表第二ロの表防衛省内部部局の項中「五三」を「五一」に改め、同表防衛大学校の項中「二五」を「二二」に改め、同表防衛医科大学校の項中「二五」を「二三」に改め、同表陸上自衛隊の項中「七一一」を「七〇九」に、「一、六一〇」を「一、五八六」に、「五二九」を「五〇八」に、「四二」を「四三」に改め、同表海上自衛隊の項中「三一八」を「三〇八」に、「四二」を「三九」に改め、同表航空自衛隊の項中「五七〇」を「五五四」に、「五四」を「四九」に改め、同表情報本部の項中「

一二	三	

」を「

一二	一	

」に改め、同表技術研究本部の項中「三二」を「二九」に改め、同表装備施設本部の項中「六」を「五」に改め、同表地方防衛局の項中「三」を「二」に改める。

別表第三イの表防衛大学校の項中「一四一」を「一四二」に、「二七」を「三〇」に、「三〇」を「二四」に改め、同表防衛医科大学校の項中「四六」を「四七」に、「六〇」を「六一」に、「一一五」を「一一三」に改める。

別表第四防衛研究所の項中「

一七	一二	

」を「

一九	九	

」に改め、同表海上自衛隊の項中「三九」を「四〇」に改め、同表航空自衛隊の項中「四〇」を「四一」に改め、同表情報本部の項中「二六」を「二八」に改め、同表技術研究本部の項中「一一九」を「一一八」に改める。

別表第五ロの表陸上自衛隊の項中「一三九」を「一六四」に改め、同表海上自衛隊の項中「三〇」を「三二」に、「六四」を「六五」に改め、同表航空自衛隊の項中「四七」を「六五」に、「二二」を「八」に改める。

別表第五ハの表防衛医科大学校の項中「三」を「四」に、「二〇」を「一九」に、「三六〇」を「三六一」に改め、同表地方防衛局の項中「

二	一	

」を「

二		

」に改める。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第三条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条を次のように改める。

（診療科及び診療施設）

第十八条　病院に、次の診療科を置く。

内科
精神科
小児科
外科
脳神経外科
整形外科
皮膚科
泌尿器科
眼科
耳鼻咽喉科
産科婦人科
放射線科
麻酔科
形成外科
歯科口腔外科

2　病院に、中央診療施設（以下「診療施設」という。）として、次の部及び室を置く。

検査部
手術部
放射線部
材料部
救急部
リハビリテーション部
総合臨床部
集中治療部
医療情報部
光学医療診療部
輸血・血液浄化療法部
腫瘍化学療法部
地域医療連携室
薬剤部
看護部

第二十条を次のように改める。

（診療科及び診療施設の部長等）

第二十条　診療科及び診療施設に、部長（地域医療連携室にあつては、室長）を置く。

2　診療科の部長並びに診療施設（薬剤部及び看護部を除く。）の部長及び室長は教官をもつて、薬剤部及び看護部の部長は技官をもつて充てる。

3　部長は、病院長の命を受け、診療科又は診療施設（地域医療連携室を除く。）の事務を掌理する。

4　室長は、病院長の命を受け、地域医療連携室の事務を掌理する。

別表第三講座の項及び合計の項中「八一」を「七八」に改める。

別表第四及び別表第五を削る。

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第四条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地方防衛局（」の下に「北海道防衛局、」を加える。

第四十九条第一項中「地方防衛局」の下に「（熊本防衛支局を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の防衛省職員給与施行規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

規　則

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月六日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百七十三人」を「千二百六十二人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。